

琉球大学学術リポジトリ

環太平洋島嶼地域における外来政権による法秩序形成と発展・研究序説：
この研究プロジェクトについて

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2021-10-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 戸谷, 義治, Toya, Yoshiharu メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/49906

環太平洋島嶼地域における外来政権による 法秩序形成と発展・研究序説 この研究プロジェクトについて

戸 谷 義 治

ここに掲載する各論文は、「環太平洋島嶼地域における外来政権による法秩序形成と発展～『環太平洋法学』構築への挑戦～」として、令和2年度サントリー文化財団研究助成「学問の未来を拓く」からの支援を受けて進めている研究プロジェクト成果の一部である。

この研究は、環太平洋島嶼地域を1つの地域として捉え、この地域の法秩序を欧米や日本と言った外来政権による法秩序形成とその後の発展という観点から検討しようとするものである。

この地域は、民族的近接性が見られるとともに、近代に至ってはその多くが外来政権による支配を受け、その過程で近代西欧法制を受容している点で類似点も多い。しかしながら、現在に至るまでには様々に異なる歴史をたどっており、また外来政権として進入した国家も一様ではなく、いかなる視点においてこの地域の法秩序を検討するのか、「環太平洋法学」構築の視座を得るところから出発しなければならず、まさに今回克服したい課題である。

これを検討するに当たっては、大きな枠組みとして「外来政権進入以前から独自の政権（王朝）が存在したか」を縦軸に、「現在において支配民族、被支配民族のいずれが多数を占めるか」を横軸にして各地域の特性を分類し、分析する枠組みを措定することとした。近代以前にも法秩序の基礎となる権威が存在したのか、そして現在の法制をどのような人が運用しているのが重要な視点となる。①政権が存在し支配民族が多数派のハワイ、②政権が存在し被支配民族が多数派の沖縄（琉球）、インドネシア、③政権が存在せず支配民族が多数派の豪州、ニュージーランド、北海道、④政権が存在せず被支配民族が多数

派の台湾、フィリピン、ポリネシア・ミクロネシアなどに分けることができる。

明治維新以降、日本における法学はまさに欧米の法制を研究することであった。現代においては、イスラム法圏や少数ながら社会主義法制を残す地域を除けば、ほとんどの国・地域には西欧近代法制（ローマ法を起源とする大陸法または判例法を基礎とする英米法）が施行されている。しかし、欧州でのそれと、他の地域でのそれとは枠組みとしては同一であっても、様々な点で異なっており、例えばアジアの経済発展などに伴って、その独自性に着目した「アジア法」研究は今や法学研究の重要な一部となっている。

環太平洋島嶼地域は、こうしたヨーロッパやアジアとも歴史的、文化的、民族的に異なる独自性を持った地域であるが、これまでのところ本格的な法学的研究はなされてこなかった。

環太平洋島嶼地域もまた上記のような独自性をもつ一体の地域として法圏を構築している点で、法学理論的な検討を要するといえるが、それに加えて経済発展や、中国の太平洋方面への進出や軍事的プレゼンス増強に伴って、経済面や安全保障面でもこれら地域の重要性は増大しており、法制度を明らかにすることには大いに意義がある。

特に本研究においては、研究を進める上で、外来政権による法秩序形成という観点からこの地域の法制を整理しようとする点で独自性がある。これまでも法制度研究では法制の「継受」が論じられてきたが、そこではまさに西欧から他地域へどのように法制度を輸出したかという点に重点が置かれており、それぞれの地域に従来から存在した秩序との関係は必ずしも重要視されてこなかった。

この研究プロジェクトの対象とする地域は北は北海道、東はハワイ、西は沖縄や台湾、南はミクロネシア・ポリネシアや東南アジアの島嶼国と、広い範囲を対象としているため、より短期的な検討対象として、北海道、沖縄、台湾、およびハワイを取り上げることとした。

しかしながら、昨年からのコロナ問題発生を受けて、外国との往来がほぼ不可能な状況となり、国外の研究者や実務家との共同作業や資料収集、実地調査などには大きな支障を生ずることとなってしまった。

そうした中であっても、テレビ会議システムを併用するなどの方法により研

研究会を開いて報告・討論を実施した。ここに掲載する各論文はそこでの報告や議論をもとにしたものである。

ここに掲載する各論文を始め、プロジェクトでは各地域の歴史的な変化や現行法制について明らかにしつつあるが、これを一里塚として、外来政権と環太平洋地域法制のあり方の研究を進めることとしたい。